

議案第44号	三田市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について
総務課	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき三田市いじめ問題対策連絡協議会を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。

【趣 旨】

三田市いじめ問題対策連絡協議会設置に関する条例を新規制定するもの

【関係法令】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

連絡協議会の所掌事務（第2条）は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る。

会長は、教育長をもって充て、委員20人以内をもって組織する。

委嘱委員は、次の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) いじめ防止等に関する機関及び団体の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

委員の任期は、2年。

【施行期日】

平成26年7月1日

（いじめ防止対策推進法）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。